

様式 2

法人名 医療法人 養和会
 所在地 鳥取県米子市上後藤3丁目5番1号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (平成28年 3月31日現在)

1. 資 産 額	4,389,586 千円
2. 負 債 額	2,705,040 千円
3. 純 資 産 額	1,684,545 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	766,680
B 固 定 資 産	3,622,905
C 資 産 合 計 (A+B)	4,389,586
D 負 債 合 計	2,705,040
E 純 資 産 (C-D)	1,684,545

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3 (医療法人会計基準適用)

法人名 医療法人 養和会
所在地 鳥取県米子市上後藤3丁目5番1号

※医療法人整理番号

貸借対照表
(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	766,680	I 流動負債	1,150,283
現金及び預金	154,097	買掛金	16,863
事業未収金	494,621	短期借入金	1,020,652
たな卸資産	6,086	未払金	85,095
前渡金	570	未払法人税等	81
前払費用	2,271	未払消費税等	567
その他の流動資産	109,033	前受金	8,516
II 固定資産	3,622,905	預り金	16,998
1 有形固定資産	3,277,526	その他の流動負債	1,509
建物	2,502,567	II 固定負債	1,554,756
構築物	39,720	長期借入金	1,500,740
その他の器械備品	118,310	退職給付引当金	52,652
車両及び船舶	6,766	その他の固定負債	1,364
土地	596,863		
その他の有形固定資産	13,297	負債合計	2,705,040
2 無形固定資産	19,417	純資産の部	
ソフトウェア	17,968	科目	金額
その他の無形固定資産	1,448	I 積立金	1,684,545
3 その他の資産	325,961	設立等積立金	3,591
有価証券	164,064	任意積立金	298,500
長期前払費用	27,610	繰越利益積立金	1,382,454
その他の固定資産	134,286		
		純資産合計	1,684,545
資産合計	4,389,586	負債・純資産合計	4,389,586

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1 (医療法人会計基準適用)

法人名 医療法人 養和会
所在地 鳥取県米子市上後藤3丁目5番1号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,726,627
2 事業費用		
(1)事業費	2,697,366	
(2)本部費	172,846	2,870,212
本来業務事業損失		143,585
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		679,543
2 事業費用		625,987
附帯業務事業利益		53,556
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		90,028
II 事業外収益		
受取利息	3,613	
その他の事業外収益	35,139	38,753
III 事業外費用		
支払利息	22,558	
その他の事業外費用	8,280	30,838
経常損失		82,113
IV 特別利益		
その他の特別利益	67,598	67,598
V 特別損失		
その他の特別損失	141,562	141,562
税引前当期純損失		156,078
法人税・住民税及び事業税	△ 1,547	△ 1,547
当期純損失		154,531

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。